

令和7年4月1日

公立長生病院

入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適温で提供しています。

（朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時以降）

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般病棟（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担金 （1食あたり）
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円
低所得者 （住民税非課税）	低所得Ⅱ 過去1年間の入院期間が90日以内	240円
	低所得Ⅱ 過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円